

官製談合防止法違反等事案を踏まえた  
全庁的な取組等について

【白紙】

## 官製談合防止法違反等事案を踏まえた全庁的な取組等について

### 1 倫理研修の充実・強化

#### (1) 全庁における取組み

人事課が作成する公務員倫理研修のテキストにおいて、本件事案を懲戒処分事例の一つとして取り上げ、事案の概要に加え、職員のおかれていた環境、行動、習慣を掲載するなど、職員がより身近な問題として認識できるよう改訂し、道全体として公務員倫理の一層の確立を図ることとしました。(本年5月以降の職場研修等を通じ、順次実施)

#### (2) 発注3部における取組み

発注3部では、①の全庁的な研修に加え、各部が実施する階層別研修等において、農政部が本件事案に特化して作成する詳細な経過等の資料を共有することで、臨場感を伴った倫理研修を企画・実施することとしました。(5月下旬から順次実施)

#### <発注3部における倫理研修実施予定>

農政部 「農業農村整備関係職員新任研修」ほか9研修  
水産林務部 「全道漁港担当係長・主査・担当者会議」ほか3研修  
建設部 「建設部技術職員(新任係長級職員)研修」ほか5研修

### 2 「北海道の適正な事務執行に向けた取組(内部統制制度)」における対応

地方自治法に基づき令和2年度に導入した「北海道の適正な事務執行に向けた取組」では、過去5年間における監査の指摘事項等の中から、影響度や発生可能性が特に大きいリスクを重要リスクとして選定し、各所属が自ら対応策を設定し、重点的にその実施に取り組むこととしています。

道では、今回の事案を令和3年度の重要リスク項目に追加し、各所属において対応策を検討、実施することにより、全庁挙げて再発防止に取り組むこととしました。

#### <重要リスク項目>

- ・ 予定価格、最低制限価格、調査基準の価格の不適切な管理及び決定

#### <各所属の対応策の例>

- ・ 設計書、積算書等は鍵付きロッカーで保管し鍵の管理を徹底
- ・ 設計書、積算書等の予定価格に関する情報の適切な管理について研修等を実施

#### - 内部統制制度 -

地方自治体の長自らが、事務上のリスクの発生を抑制し、事務の適正な執行の確保を図ることで、行政サービスの安定的、持続的、効率的かつ効果的な提供の確立を目指すものであり、平成29年6月の地方自治法の改正により、都道府県及び政令指定都市に対し、令和2年度からの導入が義務付けされた。

道では、令和2年4月1日に「北海道の適正な事務執行に向けた取組に関する方針」を定め、内部統制制度の運用を開始し、令和3年度現在、14の重要リスク項目について、適切に事務が執行されるよう、各課で対応策を実施している。

## <参考>

### 1 事件の概要

(1) 令和2年10月20日起訴案件(元道職員A、元会社員A)

平成28年4月20日 胆振総合振興局「経営体豊沢地区61工区」工事の入札執行

令和2年9月29日

元道職員Aは、胆振総合振興局在職中、上記入札に関し、建設会社の土木部工事課長(以下「会社員A」という。)に対し、予定価格算定の基礎となる工事価格等が記載された工事設計書の写しを交付し、工事価格を教示し、同建設会社を含む共同企業体に同工事を落札させ、結果、入札に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行った。

このことにより、元道職員Aは、旭川東警察署により官製談合防止法違反の容疑で逮捕された。

同年10月20日

元道職員Aは、官製談合防止法違反で起訴された。

(2) 令和2年11月25日起訴案件(元道職員B、元会社員B、元会社役員、協会元事務局長)

平成30年4月25日 胆振総合振興局「経営体豊共第1地区61工区」工事の入札執行

令和2年11月4日

元道職員Bは、胆振総合振興局在職中、上記入札に関し建設会社の元工事課長(以下「元会社員B」という。)と共謀し、予定価格算定の基礎となる工事価格等が記載された金額査定書及び積算書のデータを電子メールで元会社員Bに送信し、工事価格を教示し、同建設会社を含む共同企業体に落札させた。

このことにより、元道職員Bは、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪の容疑で、元会社員Bは公契約関係競売入札妨害罪の容疑で逮捕された。

また、同建設会社の元専務(以下「元会社役員」という。)は、同入札の参加業者の役員らと共謀し、自社を含む共同企業体と同工事を落札できるよう協定し、公正な価格を害する目的で談合を行ったとして、談合罪の容疑で逮捕された。

同年11月25日

元道職員Bは官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪で、元会社員Bは公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

また、元会社役員及び胆振土木協会の元事務局長は同入札に際し、共に談合を行ったとして、談合罪で起訴された。

(3) 令和3年2月3日追起訴案件(元道職員B、元会社員B)

令和3年1月13日

元道職員Bは、上記事件における謝礼の趣旨で利益供与を受けたとして加重収賄罪の容疑、元会社員は贈賄罪の容疑で逮捕された。

同年2月3日

元道職員Bは加重収賄罪、元会社員Bは贈賄罪で起訴された。

### 2 判決・処分

(1) 元道職員A

判決 令和2年12月21日 懲役1年、執行猶予3年

道の処分 令和2年12月28日 懲戒免職

(2) 元道職員B

判決 令和3年6月14日 懲役2年、執行猶予4年

道の処分 令和3年4月23日 懲戒免職

(3) 元会社員B

判決 令和3年6月1日 懲役1年6箇月、執行猶予3年

(4) 元会社役員

判決 令和3年3月11日 懲役1年、執行猶予3年

(5) 協会元事務局長

判決 令和3年2月17日 懲役1年、執行猶予3年

(6) 建設業者

指名停止 令和2年11月14日～令和4年3月13日(16箇月)

参加排除 令和2年12月11日～令和4年7月10日(19箇月)